

契約締結前交付書面

(委託のガイド)

(この書面は、商品先物取引法第 217 条第 1 項の規定に基づきお渡しするものです。)

インターネット商品先物取引 「Expert」契約

岡藤商事株式会社

2019 年 1 月 第 2 版

このインターネット商品先物取引「Expert」契約は、お客様と当社との間の商品先物取引の受委託を目的としています（以下、お客様と当社との間の「Expert」契約を「本契約」といいます。）

本書面には、商品先物取引を行っていただくにあたってのリスクや留意点が記載されています。

商品先物取引を行うにあたっては、本書面の内容を十分にお読みください。ご不明な点は、お取引を始める前に必ずご確認いただき、商品先物取引についてよく理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において取引を行ってください。

目 次

重要事項	4
商品先物取引の危険性について	6
当社の概要	7
1. 商品取引契約の概要	8
(1) 商品取引契約の概要	
商品先物取引のリスク	
商品先物取引のコスト	
取引に関する制限	
お客様の資産の保全	
(2) 商品先物取引の基礎	
商品先物取引とは	
建玉の値洗い	
(3) 適合性の原則	
インターネット取引に当たって前提となるお客様の属性	
投資可能資金額の設定	
デリバティブ取引未経験者の保護措置	
2. 証拠金に関する事項	12
証拠金の預託または差し入れ方法および時期	
委託者証拠金維持額および委託者証拠金必要額	
現金授受予定額と現金支払予定額	
受入証拠金の総額	
証拠金不足の発生と証拠金の追加預託	
相場の急変時の対応	
納会月割増額	
証拠金の返還方法および時期	
3. 委託手数料に関する事項	17
4. 債務の履行、決済の方法に関する事項	17
差金決済	
受渡しによる決済	
5. 商品取引契約の終了事由	17
6. 商品取引契約に関する租税の概要	18
7. 商品取引契約に基づく取引の手続に関する事項	18
8. 商品先物取引に関する主要な用語及び基礎的な事項	19
9. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要	21
10. お問い合わせに関する事項	21
11. その他注意事項	22
(1) 書類の確認	
(2) 当社の自己の計算による商品先物取引と利益相反関係	
(3) 商品先物取引業者の禁止行為	
別紙 1 手数料及び取引証拠金一覧	26
別紙 2 国内商品取引所一覧	29
別紙 3 主要上場商品の取引単位と値動きによる差損益一覧	30
別紙 4 主要上場商品の立会時間と限月一覧表	31

重 要 事 項

【損失の可能性に関する事項】

商品先物取引（以下、本契約に係る商品先物取引を特に「本取引」という。）は、商品市場における相場その他の商品の価格または商品指数（以下「商品市場における相場等」という。）に係る変動により損失が生じるおそれがある取引であり、本取引によるお客様の損失の額が証拠金の額を上回ることとなるおそれがあります。

【価格変動リスクに関する事項】

本取引は、商品市場における相場等の変動により、本取引についてのお客様の損失が証拠金の額を上回ることとなるおそれがあります。

【信用リスクに関する事項】

本取引は、取引所取引であり、お客様の証拠金は、株式会社日本商品清算機構（以下「清算機関」という。）に預託されます。また、当社は、商品先物取引業により生じた債務の弁済を確保するため、お客様から預託を受けた証拠金に相当する価額を、日本商品委託者保護基金（以下「保護基金」という。）への金銭預託、または当社と保護基金との間の代位弁済契約締結の方法による保全措置を講じています。

当社は、保護基金の会員であるため、当社の破綻時には、所定の手続を経て、一般委託者であるお客様（商品先物取引業者、適格機関投資家、商品投資顧問業者等以外のお客様）に対し、お一人あたり 1000 万円を限度として、ペイオフが行われます。

したがって、当社に業務または財産の状況の変化（例えば、当社の破綻等）があった場合、これらの保全措置によってお客様の証拠金の返還が行われますが、証拠金の返還が速やかに行われない等の不利益が生じるおそれがあります。また、このような場合において、清算機関または保護基金の業務または財産の状況の変化（例えば、清算機関または保護基金の破綻等）がある場合には、お客様に損失が生じるおそれがあります。

【手数料等に関する事項】

インターネット取引による注文の場合と電話による代行注文の場合では手数料が異なります。詳細については別紙 1「手数料及び取引証拠金一覧」を参照ください。

商品先物取引の危険性について

1. レバレッジ取引

本取引は、いわゆるレバレッジ取引であるため、現物の取引とは異なり、取引の対象である総取引金額（約定値段等に、取引単位の倍率と取引数量を乗じて得た額となります。）が、取引に際して預託または差し入れすべき証拠金の最大で約65倍程度の額となります。そのため、本取引は、価格変動の幅が総取引金額からみて小さくても、証拠金からみると大きな額の変動となるため、預託した証拠金の全額を上回る損失が発生するおそれがあります。

本取引は、商品先物市場の価格変動が予測に反して推移した場合には、その変動の幅によっては、短期間の取引でも、預託した証拠金の全額を上回る損失が発生するおそれがあるハイリスク・ハイリターンの取引です。主要上場商品の具体的な値動きによる差損益については、別紙3「主要上場商品の取引単位と値動きによる差損益一覧」を参照ください。

2. 証拠金の維持

相場の変動により、損失が当社の証拠金制度により計算された額以上となった場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託する必要があります。

当社の概要

商号等	岡藤商事株式会社 商品先物取引業者
所在地	本店／東京都中央区新川 2-12-16
設立	1951年8月4日
代表者	代表取締役社長 杉本 卓士
加入協会	日本商品先物取引協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
主な業務	商品先物取引業務、金融商品取引業務（商品ファンドの販売） 純金積立・プラチナ積立の取扱業務、貴金属地金の販売業務 金融商品仲介業務

当社は、商品先物取引法（以下「法」または「商先法」といいます。）第 217 条第 1 項の規定に基づき、商品先物取引業者が商品取引契約を締結しようとするときに、予め契約締結前交付書面をお客様に交付することが義務付けられています。

また、当社は、法第 218 条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、この書面によって、法第 217 条第 1 項各号に掲げる事項について説明しなければならず、その説明は、お客様の知識、経験、財産の状況および商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、お客様が理解されるために必要な方法および程度で説明することが義務付けられています。

1. 商品取引契約の概要

(1) 商品取引契約の概要

商品取引契約に基づく取引は、「株式会社東京商品取引所」、「大阪堂島商品取引所」における商品先物取引です。

各商品取引所の概要につきましては、別紙2「国内商品取引所一覧」をご覧ください。

また、本取引で取扱っている上場商品につきましては、別紙4「主要上場商品の立会時間と限月一覧表」をご覧ください。なお、大阪堂島商品取引所の上場商品につきましては、現在取引を休止させていただいております。

各上場商品の取引単位や限月、取引要綱につきましては、別紙3「主要上場商品の取引単位と値動きによる差損益一覧」および別紙4「主要上場商品の立会時間と限月一覧表」をご覧ください。

■ 商品先物取引のリスク

商品先物取引では、商品市場の相場が予測に反して変動したときには、短期間でも損失が発生する場合があります。

商品先物取引は証拠金取引であり、総取引金額は、取引に際して預託または差し入れる証拠金の最大で約6.5倍程度の額となります。

そのため、商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターン取引です。

また、相場の変動幅によっては、預託または差し入れた証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

相場の変動により、損失が当社の証拠金制度により計算された額以上となった場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託する必要があります。

■ 商品先物取引のコスト

成立した注文の売買枚数に応じて、建玉を決済した際に委託手数料を徴収します。委託手数料の額などの詳細については、別紙1「手数料及び取引証拠金一覧」をご覧ください。同一商品同一限月の売りと買いの双方の建玉を行った場合（いわゆる両建）、価格変動リスクは固定または限定されることとなりますが、決済時にはそれぞれの建玉について手数料を徴収いたしますので、ご注意ください。

■ 取引に関する制限

- ・ 注文の成立後には、その注文の契約を解約することはできません。
- ・ ご注文をいただいても、商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。
- ・ お客様の商品先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして、過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。

- ・商品先物取引には、原則として限月（げんげつ）があり、限月の納会日までに建玉を決済して取引を終了させるか、建玉を保有したまま納会日を迎え、受渡しによる決済を行う必要があります。当月限に建玉を保有する場合の取引の制限については、別冊「インターネット取引 Expert のお知らせ」を参照ください。
- ・当社では、現物の受渡しによる決済を行っていない銘柄があります。詳細はコールセンターまでお問合せください。
- ・当社では値洗益の出金および値洗益の証拠金への振替えは行っておりません。
- ・商品取引所の定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不正な取引と認められた場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。
- ・お取引をいただく資金が、マネーロンダリングや反社会的勢力に関連するものと判明した場合、もしくは強い疑義が生じた場合は、取引をお断りするか、建玉の処分や取引の中止を求める場合があります。
- ・万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは㈱日本商品清算機構において支払い不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

■ お客様の資産の保全

お客様から預託または差し入れを受けた証拠金は、お客様の代理人として当社が㈱日本商品清算機構に預託するか、お客様から預託または差し入れを受けた証拠金と同額の金銭および有価証券を㈱日本商品清算機構に預託し、当社の資産とは区別して管理されます。

また、一時的に当社が保管するお客様の資産については、日本商品委託者保護基金への分離預託または日本商品委託者保護基金との代位弁済契約により、保全措置を行っております。

したがって、万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは㈱日本商品清算機構において支払不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合であっても、お客様は㈱日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じて、お客様の資産の返還を受けることができます。

また、この返還がお客様の資産に不足するときは、不足分について 1 千万円を限度として日本商品委託者保護基金に請求することができます。

詳細につきましては、当社または㈱日本商品清算機構もしくは日本商品委託者保護基金までお問い合わせください。

- ・株式会社日本商品清算機構 (<https://www.jcch.co.jp/>)
東京都中央区日本橋堀留町 1-10-7 5 階 TEL : 03-5847-7521
- ・日本商品委託者保護基金 (<http://www.hogokikin.or.jp/>)
東京都中央区日本橋堀留町 1-10-7 4 階 TEL : 03-3668-3451

(2) 商品先物取引の基礎

■ 商品先物取引とは

商品先物取引とは、工業原材料や農産物等の商品を現時点で定めた価格で、将来のあらかじめ決められた期日に売買することを約束する取引であり、商品取引所において決められた期日までに反対売買により差金決済をすることができる取引です。商品先物取引には次のような特徴があります。

- ① 商品の受取りや代金の支払いは取引時には行わずに、一定期間を経過した日に行う。
- ② 商品の品質や代金は取引時に決める。
- ③ 商品先物市場（商品取引所）を通じて取引を行う。
- ④ 商品が標準化され、その値段は市場参加者の意思を公正に反映させて決められており、取引の履行を組織的に管理しているため、求める品質の商品がなかったり、当初契約をした値段で買えなかったりすることはない。
- ⑤ 商品と代金の受払い日が到来する前に、市場を通じて反対の取引をすることによって当初の取引と相殺し、差額を損益として清算することにより、商品と代金の受払いをせずに取引を終了することができる（差金決済）。

このような特徴から、商品先物取引は、商品の価格差を見込んでの資産運用に応用することができる取引となっています。

また、別の特徴として、商品先物取引では商品の代金をすぐに用意する必要はなく、その代わりに取引の担保金として、実際の取引金額のおおむね5%～50%程度の額で設定された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります（証拠金取引）。

このように、商品先物取引は資金を効率的に運用できる優れた取引ですが、反面、相場の変動次第では、お客様が預けられた証拠金を上回る損失になる可能性もある、ハイリスク・ハイリターンな取引です。

したがって、商品先物取引を行う場合には、本書面の内容を十分にお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に理解するとともに、お客様自身の判断と責任において、お客様の資産状況に見合った取引を行うことが重要です。

■ 建玉の値洗い

お客様が保有する建玉については、日々、約定値段とその日の帳入値段（商品取引所の定める清算値段が帳入値段となりますので、その日の最終約定値段とは異なることがあります。）との価格差が計算されます。これを「値洗い」と言います。

また、「値洗い」が利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損と言い、お客様の保有するすべての建玉の値洗いを合算した建玉全体の値洗いを「値洗損益金通算額」と言います。

値洗損が生じている場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託または差し入れる必要が生じることがあります。（証拠金の詳細については後述します。）

その場合、お客様は証拠金を追加預託して取引を継続しても構いませんし、追加の

証拠金を預託せずに、建玉を決済して損益を清算し、取引をいったん終了しても構いません。お客様が損失として許容できる金額を上回る損失が生じることはないよう、慎重に取引を行ってください。

そのためにも、日々、当社や商品取引所のホームページ、新聞の相場欄等を確認し、ご自身の建玉の値洗状況を常に把握しておくようにしてください。

(3) 適合性の原則

■ インターネット取引にあたって前提となるお客様の属性

商品先物取引法では、「適合性の原則」が定められており、その条文には「商品先物取引業者は、顧客の知識、経験、財産の状況および商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って委託者等の保護に欠け、または欠けることとなるおそれがないように、商品先物取引業を行わなければならない。」とあります。

具体的には、当社は、取引を申込まれるお客様の申告に基づき、①氏名、②住所、③生年月日、④職業、⑤収入、⑥資産の状況、⑦投資可能資金額、⑧商品デリバティブ取引その他の投資経験の有無およびその程度、⑨商品取引契約を締結する目的等について情報収集をさせていただきます。

■ 投資可能資金額の設定

「投資可能資金額」とは、お客様が商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む。）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額のことです。

商品先物取引業者は、お客様に投資可能資金額の申告を求める際には、その意味をお客様が理解できるよう、特に老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資することとなっていないか、説明を受けた商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解しているかについて、わかりやすく説明することが求められています。

お客様は、投資可能資金額の申告を行っていただく際は、お客様が商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む。）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額を自らの判断にて申告していただく必要があります。

■ デリバティブ取引未経験者の保護措置

過去に一定期間以上にわたり、商品先物取引を含むデリバティブ取引の経験がないお客様については、契約締結後の一定期間に一定取引量を超える取引は、適合性の原則に照らして不相当と認められるおそれがあるため、当社は、お客様のお取引の量を制限させていただきます。

2. 証拠金に関する事項

■ 証拠金の預託または差し入れ方法および時期

① 証拠金の預託または差し入れ方法

お客様が当社へ、取引に係る証拠金を預託または差し入れる場合は、当社の指定する銀行口座に送金をしていただきます。

② 証拠金の預託または差し入れ時期

お取引を開始する前に建玉に必要な証拠金を当社に預託または差し入れてください。お取引開始後、新たに建玉を行う場合は、事前に建玉に必要な証拠金を当社に預託または差し入れてください。

お客様の証拠金が不足することとなった場合は、不足することとなった日の翌営業日正午までに、当社に当該不足金額を預託または差し入れてください。(P10.「建玉の値洗い」を参照)

③ 預託または差し入れることができるもの

- ・ 金銭（現金）
- ・ 指定倉荷証券・・・・・・・・・・充用価格：時価の70%
- ・ 株式
 - 一部上場銘柄・・・・・・・・・・充用価格：時価の70%
 - 二部上場銘柄・地方単独銘柄・・・充用価格：時価の60%
 - ジャスダック銘柄・・・・・・・・・・充用価格：時価の50%

■ 委託者証拠金維持額および委託者証拠金必要額

お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として、当社が定める金額を「委託者証拠金額」といいます。「委託者証拠金額」は、お客様が保有する建玉全体から生じるリスクに応じて、㈱日本商品清算機構の定める方法により計算された金額（取引証拠金維持額）以上の額で商品先物取引業者が定めることとされています。

当社では「委託者証拠金額」を、お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として定める「委託者証拠金維持額」と、建玉全体の維持および新たな建玉を行う際に必要な証拠金の金額として定める「委託者証拠金必要額」の2本建てとしています。

また、同一商品の単一限月の売りまたは買いのどちらか一方を取引する際に必要な証拠金の最低水準額として、㈱日本商品清算機構が定める額を「プライススキャンレンジ」といい、「取引証拠金維持額」および「取引証拠金必要額」は、このプライススキャンレンジをもとに計算されます。

<委託者証拠金維持額の算出方法>

- ① 保有している建玉につき、上場商品ごとに、全限月の売建玉と買建玉の枚数をそれぞれ合算し、その結果いずれか大きい数値を算出する。
 - ② ①で算出された数値に、各上場商品のプライススキャンレンジを乗じる。
 - ③ 納会月割増額が発生している場合は、②で得られた額に加算する。
- ※ 当社の判断により、プライススキャンレンジに、当社が定める料率（プライススキャンレンジの100%～200%の範囲）を乗じる場合がありますので、ご注意ください。

<委託者証拠金必要額の算出方法>

- ① 保有している建玉および新たな建玉を行おうとする建玉につき、上場商品ごとに、全限月の売建玉と買建玉の枚数をそれぞれ合算し、その結果いずれか大きい数値を算出する。
 - ② ①で算出された数値に、各上場商品のプライススキャンレンジを乗じる。
 - ③ 納会月割増額が発生している場合は、②で得られた額に加算する。
- ※ 当社の判断により、プライススキャンレンジに、当社が定める料率（プライススキャンレンジの100%～200%の範囲）を乗じる場合がありますので、ご注意ください。但し、乗じる率は、委託者証拠金維持額に乘じる率と同率かそれ以上とします。

各上場商品のプライススキャンレンジ、委託者証拠金維持額、委託者証拠金必要額および、委託者証拠金維持額および委託者証拠金必要額の掛け目については、別紙1「手数料及び取引証拠金一覧」をご覧ください。

■ 現金授受予定額と現金支払予定額

値洗損益金通算額および売買差損益金を加減し（益勘定の場合は加算し、損勘定の場合は減算します。）、委託手数料（手数料にかかる消費税を含みます。）を差し引いた金額を「現金授受予定額」といい、「現金授受予定額」がマイナスの場合の金額を「現金支払予定額」といいます。

当社の「現金授受予定額」の計算においては、値洗いが益の場合は、「現金授受予定額」の計算には含めません。

現金授受予定額	=	値洗損益金通算額	+	売買差損益金	-	委託手数料
						※値洗損益通算額が益の場合は計算には含めません
現金支払予定額	=	現金授受予定額がマイナスの場合の金額				

■ 受入証拠金の総額

お客様が預託または差し入れた証拠金（預り証拠金）の総額に、値洗損益金通算額および売買差損益金を加減し、委託手数料（消費税を含みます。）を差し引いた金額

を「受入証拠金の総額」といいます。

但し、値洗損益金通算額が益勘定の場合は、現金授受予定額の計算には含めません。

$$\begin{aligned} \text{受入証拠金の総額} &= \text{預り証拠金額} + \text{値洗損益金通算額} \\ &\quad \text{※値洗益の場合は計算に含めません} \\ &\quad + \text{売買差損益金} \\ &\quad - \text{委託手数料} \\ &= \text{預り証拠金額} + \text{現金授受予定額} \end{aligned}$$

建玉を維持するためには、この「受入証拠金の総額」が「委託者証拠金維持額」を下回らないように、証拠金を預託または差し入れておく必要があります。

$$\begin{aligned} & \text{〔建玉を維持するために必要な状態〕} \\ & \text{受入証拠金の総額} \geq \text{委託者証拠金維持額} \end{aligned}$$

■ 証拠金不足の発生と証拠金の追加預託

<総額の不足額>

その日の取引終了後の帳入値段によって行われる値洗い計算によって、「受入証拠金の総額」が「委託者証拠金額維持額」を下回った場合には、証拠金の不足が生じることになります。このときの不足額を「総額の不足額」と言います。

$$\begin{aligned} \text{総額の不足額} &= \text{委託者証拠金維持額} - \text{受入証拠金の総額} \\ & \text{(委託者証拠金維持額} > \text{受入証拠金の総額 の場合に発生)} \end{aligned}$$

<不足請求額>

総額の不足額が発生した場合、当社はお客様に「委託者証拠金維持額」と「受入証拠金の総額」の差額を「不足請求額」としてお客様に請求させていただきます。

$$\begin{aligned} \text{不足請求額} &= \text{委託者証拠金維持額} - \text{受入証拠金の総額} \\ & \text{(委託者証拠金維持額} > \text{受入証拠金の総額 の場合に発生)} \end{aligned}$$

<現金不足額>

預り証拠金のうち、充用有価証券等を除いた現金の額が、前述の「現金支払予定額」を下回った場合にも、証拠金の不足が生じます。このときの不足額を「現金不足額」といいます。

$$\text{現金不足額} = \text{現金支払予定額} - \text{預り証拠金のうち現金}$$

<証拠金の不足額>

証拠金の不足額は、この「不足請求額」または「現金不足額」のいずれか大きい額となります。

証拠金の不足額 = 「不足請求額」または「現金不足額」のいずれか大きい金額

証拠金は、現金によって預託または差し入れる代わりに、一定の有価証券による代用（充用）をすることができますが、「現金不足額」については、必ず現金で預託または差し入れていただく必要があります。

なお、証拠金の不足額が「不足請求額 \geq 現金不足額」となる場合であっても、「現金不足額」がある場合には、「現金不足額」に相当する金額については、現金で預託または差し入れていただく必要がありますので、ご注意ください。

但し、受託契約準則の規定により、当社と特約を交わしたお客様については、現金不足額に対して、充用有価証券等をもって充てることができます。

また、「不足請求額」については、建玉を維持する場合には、現金または充用有価証券等を預託または差し入れる必要がありますが、建玉の一部または全部を処分することによって解消することもできます。

【証拠金不足は例えば次のような場合に発生します】

商品相場の変動により、建玉の値洗いが悪化して値洗損益金通算額がマイナスとなった場合には、「受入証拠金の総額」が減少するため、証拠金不足が生じることがあります。また、商品相場の状況により「委託者証拠金額維持額」および「委託者証拠金必要額」の見直しが行われた場合にも証拠金不足が生じることがあります。

なお、証拠金不足は、不足が発生した日の翌営業日正午までに解消されない場合、当社は、お客様の建玉の全部または一部をお客様の計算において任意に処分することができます。

【証拠金の不足額が発生したときには・・・】

相場の回復により値洗い損が減少し、さらに値洗い益に転ずる可能性もありますが、当然のことながら、逆に一段と値洗い損が増大し、「証拠金の不足額」の発生が1回だけでなく、2回、3回と必要になる可能性もあります。相場の反転を期待して建玉を維持するために、「証拠金の不足額」を入金するか、それとも損は損として見切りをつけて建玉を反対売買し決済すべきか、「証拠金の不足額」が発生したときは、これを判断する1つの良い機会です。冷静沈着に、特にお客様が損失を被っても生活に支障のない範囲として設定した投資可能資金額のうち、どの程度までまだ余裕があるのかをきちんと考慮して、対処することが肝要となります。

■ 相場の急変時の対応

相場が大きく変動した場合には、(株)日本商品清算機構の判断により、プライススキ

キャンレンジの額を変更することがあります。プライススキャンレンジの額が変更された場合、当社の委託者証拠金維持額および委託者証拠金必要額も変更となります。プライススキャンレンジが増額された場合は、「総額の不足額」が発生することもあります。

■ 納会月割増額

お客様の建玉が、最も納会日に近い限月（1番限）に属することとなった場合、納会月割増額が発生します。納会月割増額は、納会月の建玉に対する担保力の強化のために必要となる割増額のことです。委託者証拠金維持額および委託者証拠金必要額にそれぞれ加算されます。納会月割増額が発生することにより、「総額の不足額」が発生することもあります。

$$\begin{aligned} \text{納会月割増額} &= \text{1番限の売建玉または買建玉のいずれか多い枚数} \times \\ &\quad \text{アウトライトチャージまたはスプレッドチャージのいずれか多い額} \\ \text{※ アウトライトチャージ・スプレッドチャージ} \\ &\text{(株)日本商品清算機構が定める納会月割増に係る割増額として定める金額のこと。} \end{aligned}$$

■ 証拠金の返還方法および時期

建玉に使用していない証拠金（「預り証拠金余剰額」）は、商品先物取引口座から返還（出金）することができます。但し、「預り証拠金余剰額」が預託した証拠金のうち金銭の額を超える場合には、この限りではありません。「預り証拠金余剰額」は、「受入証拠金の総額」から「委託者証拠金必要額」を差し引いた金額となります。

$$\text{預り証拠金余剰額} = \text{受入証拠金の総額} - \text{委託者証拠金必要額}$$

なお、充用有価証券をお預けのお客様は、証拠金余剰額＝返還可能額とはならない場合がございます。この場合の返還可能額につきましては、コールセンターまでお問い合わせください。「預り証拠金余剰額」の返還を希望される場合には、当社の取引システムより出金の手続きを行ってください。当社は依頼を確認した後、お客様指定の銀行口座へ、依頼日の翌営業日に振込をさせていただきます。なお、預り証拠金の返還依頼は、当社営業日 15：45 までの確認分は当日、それ以降の依頼は翌営業日扱いとなります。当社では値洗益の払い出し（出金）および値洗益の証拠金への振替えは行っておりません。

3. 委託手数料に関する事項

お取引が成立したときは、売買枚数に応じて、委託手数料が必要となります。委託手数料は、新規の取引の成立時および決済の取引の成立時、双方で発生しますが、当社では、当該建玉を決済した際に双方の委託手数料を徴収します。

委託手数料の額については、別紙1「手数料及び取引証拠金一覧」をご覧ください。

4. 債務の履行、決済の方法に関する事項

■ 差金決済

建玉を決済する（仕切る、手仕舞う）場合には、当社取引システムを通して、仕切注文を発注していただきます。

仕切注文が成立した場合には、損益（売買差損益金）が計算され、取引結果が利益の場合には売買差益金から委託手数料（消費税を含みます。）を差し引いた金額を預託または差し入れている預り証拠金に加算いたします。取引結果が損失の場合には、売買差損金に委託手数料（消費税額を含みます。）を加えた金額を預託または差し入れている預り証拠金から差し引きます。

建玉を全て決済した場合に、預り証拠金が売買差損金および委託手数料（手数料を含みます。）に不足するときは、決済した日の翌営業日正午までに不足分を当社の指定口座にご入金ください。

■ 受渡しによる決済

当社では現物の受渡しによる決済も行っておりますが、受渡しによる決済を行う場合には、当社が定める指示日までに、受渡しによる決済を行う旨を当社コールセンターまでお伝えください。指示日までに指示が無かった場合、または当社が別途定める日時までに、総取引代金相当額または倉荷証券の預託または差し入れが確認できなかった場合には、当社はおお客様の建玉の全部または一部をおお客様の計算において任意に処分することがあります。

また、当社では、受渡しの決済を行わない銘柄もあります。受渡しによる決済についての詳細は、別冊「インターネット取引 Expert のお知らせ」をご覧ください。

5. 商品取引契約の終了事由

下記の事由が発生した場合には、お客様の意思にかかわらず、商品取引契約を終了させていただく場合があります。

- ・ お客様から不正な資金の流入が確認された場合、または流入しているおそれあると当社が判断した場合。
- ・ お客様がお取引を行うことについての適合性を有しないと当社が判断した場合。
- ・ お客様が不正な取引を行っているとして当社が判断した場合。
- ・ お客様が反社会的勢力に関連していることが判明した場合、または関連していると強い疑義が生じた場合。

契約の終了事由に関する詳細は、別冊「インターネット取引 約款」をご覧ください。

6. 商品取引契約に関する租税の概要

国内の商品取引所で行われている商品先物取引で発生した益金に対しては、お客さまが個人の場合、申告分離課税により課税され、お客さまが法人の場合、通常の法人税率として課税されます。また、委託手数料に対しては消費税等が課税されます。

なお、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に、復興特別

所得税が追加的に課税されます。

詳しくは、お客さまご自身で、公認会計士・税理士にお問い合わせください。

7. 商品取引契約に基づく取引の手続に関する事項

ここでは、商品取引契約の締結から取引の終了までの基本的な手続きを説明します。

- ① 当社ホームページ上のインターネット取引口座開設画面にて、各種書面のオンラインによる提供の同意およびお客様ご自身による適合性の申告の確認を行っていただきます。
- ② 「契約締結前交付書面」（委託のガイド）、「Expert 約款」等、取引開始前に必要な書類をプリントアウトしていただいた後、その内容を十分にお読みいただき、商品取引の仕組みおよびリスクについてご理解いただきます。
- ③ 口座開設申込フォームに取引開始に必要なお客様の基本情報を入力いただきます。
- ④ 事前交付書面の内容について、商品取引の仕組みおよびリスクに対する理解度および本契約を締結する目的を確認していただきます。
- ⑤ ご勤務先および出金口座等の詳細情報を入力いただいた後、全ての入力情報を確認いただき、申し込めます。
- ⑥ 本人確認書類を提出いただきます。
- ⑦ 当社はおお客様の基本情報等に基づき、適合性について審査させていただきます。なお、審査過程において理解度等を電話にて確認させていただく場合があります。
- ⑧ 審査終了後、電子メールにて審査結果をお知らせいたします。
- ⑨ 口座開設となったお客様には、法律に基づく本人確認のために以下の方法で取引に必要な書面等を送付します。
 - ・個人口座の場合、ユーザーID を登録の現住所宛に転送不要の簡易書留にて郵送、仮パスワードを登録のメールアドレス宛に送信いたします。
 - ・法人口座の場合、ユーザーID を登録の会社所在地宛、振込先指定口座を取引責任者の現住所宛に転送不要の簡易書留にて郵送、仮パスワードを登録のメールアドレス宛に送信いたします。
- ⑩ お客様はユーザーID およびパスワードを受領後、取引システムにログインし、取引を開始することになりますが、個人口座の場合には、ご注文いただく前にお客様のマイナンバー（個人番号）を提出いただきます。
- ⑪ 弊社がお客様宛てに送付する口座開設通知書の受領を持って、本契約は成立したものとします。

8. 商品先物取引に関する主要な用語及び基礎的な事項

ここでは、これまでに本書面で触れられなかった商品先物取引に関する主要な用語等について説明します。

投資可能資金額	<p>投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、 言わば、お客様が商品先物取引において<u>損失として許容できる金額</u>です。</p> <p>したがって、投資可能資金額の記入にあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、 借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されるようなことのないよう、 お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない 金額をご記入ください。</p> <p>なお、ご記入いただいた投資可能資金額を超える過大な損失が生じること のないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますので ご注意ください。</p>
約諾書	<p>商品取引契約を締結する際に、お客様が商品先物取引業者に差し入れる「商 品先物取引の危険性を了知したうえで受託契約準則にしたがって取引を行うこ と」を承諾する旨の書面です。</p>
受託契約準則	<p>受託契約準則（準則）は、商品市場取引における商品取引契約の普通契約約 款であり、商品取引所が定めています。お客様の取引も準則にしたがって行わ れます。</p>
証拠金預り証	<p>法律および受託契約準則に基づき、証拠金として金銭をお預かりしたとき には「証拠金預り証」を発行します。</p> <p>※インターネット取引においては、証拠金預り証の発行は行わずに、取引画面 システムにおいて証拠金の預り残高を一括で表示し通知するものとします。</p>
売買報告書 および 売買計算書	<p>受託契約準則に基づき、注文が成立したときに取引画面システムにおいて交 付される書類です。成立した注文の受注日時、商品、限月、新規・仕切りの別、 売付け・買付けの別、注文の成立した日時、売買枚数、約定値段などが記載さ れています。</p>
残高照合通知書	<p>受託契約準則に基づき、取引画面システムにおいて毎月交付される書類で、 作成日現在の委託者証拠金の額、建玉の状況、受入証拠金の総額、預り証拠金 余剰額などが記載されています。</p>
直接預託 差換預託	<p>商品先物取引業者がお客様からお預かりした証拠金は、(株)日本商品清算機構 に預託されます。その際に、商品先物取引業者が代理人として、お預かりした 証拠金をそのまま(株)日本商品清算機構に預託する場合は「直接預託」と言い、 お預かりした証拠金に相当する以上の金銭等で(株)日本商品清算機構に預託する 場合は「差換預託」と言います。お客様からお預かりした証拠金の名称として、 直接預託の場合には「取引証拠金」、差換預託の場合には「委託証拠金」と言 うことがあります。なお、商品先物取引業者が差換預託を行うためには、差換 預託を行うことについてお客様の同意が必要となります。</p>
限 月	<p>契約履行の最終期限に当たる月を限月（げんげつ）と言います。商品先物取 引では、各商品の限月の最終立会日（納会日）までに、取引を終了（決済）す る必要があります。</p>

<p>差金決済</p>	<p>商品先物取引の決済方法の一つであり、建玉時と決済時の買値と売値の差額を損益として清算し、決済を行います。差金決済により建玉を決済することを「(建玉を)仕切る」あるいは「手仕舞う」と言います。また、買建玉を決済する場合を「転売」、売建玉を決済する場合を「買戻し」と言います。</p>
<p>現物の受渡しによる決済</p>	<p>商品先物取引の決済方法の一つであり、商品の授受または代金の支払により決済を行います。現物の受渡しにより売建玉を決済する場合は、商品の倉荷証券等を、買建玉を決済する場合には、総取引金額を商品先物取引業者に預ける必要があります。商品によっては、ガソリンのようにタンクローリーの手配を必要とするものなど、一般の個人投資家が受け取ることが困難なものがありますのでご注意ください。また、商品先物取引業者によっては、現物の受渡しによる決済を行っていない場合もあります。詳細につきましては業者または商品取引所にお問い合わせください。</p>
<p>日本商品先物取引協会</p>	<p>日本商品先物取引協会（日商協）は、商品先物取引法に基づいて経済産業大臣並びに農林水産大臣の認可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑にならしめ、委託者等（お客様）の保護を図ることを目的としています。この目的のために日商協では、会員たる業者が遵守すべき自主規制ルールを定め、法令や自主規制ルールに違反した会員に対しては制裁を行っています。</p> <p>また、商品先物取引業者の営業マンである外務員の資格試験の実施や登録業務等も行っています。</p> <p>日商協の「<u>相談センター</u>」では会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。</p> <div data-bbox="612 1294 1257 1592" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>日本商品先物取引協会 相談センター</p> <p>https://www.nisshokyo.or.jp/</p> <p>〒103-0016 東京都中央区日本橋堀留町 1-10-7</p> <p>電 話 03-3664-6243</p> <p>電話受付時間 月～金（祝祭日を除く）</p> <p>9:00～17:00</p> </div>
<p>㈱日本商品清算機構（JCCH）</p>	<p>株式会社日本商品清算機構（JCCH）は、「アウトハウス型クリアリングハウス」であり、商品先物取引法に基づいて商品取引債務引受業の許可を受け、商品取引所において行われた取引を対象として、清算業務を行っています。</p>
<p>日本商品委託者保護基金</p>	<p>日本商品委託者保護基金（保護基金）は、国内の商品市場取引において商品先物取引業を行う業者が加入を義務付けられた、委託者保護業務を行う会員組織の法人です。お客様が商品先物取引業者に預けた証拠金は、毎日、㈱日本商品清算機構に預託されますが、一時的に業者の手許に保管されている資産については、保全措置を取ることとされています。保護基金は、この保全対象財産</p>

	<p>について業者の保全措置状況を監視する役割を担っています。また、業者が不測の事態（弁済事故）に陥り、万が一、保全されていた資産ではお客様の資産を全て弁済できない事態が生じた場合には、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うというペイオフ制度を適用し、対処することとしています。</p>
--	--

9. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要

当社は、商品先物取引法に基づき、経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、法第2条第22項に規定する商品先物取引業を行っています。

また、当社は、同法に定められた商品先物取引業者の自主規制団体である日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は「商品市場における取引」（法1号）の受委託にあたり、インターネット取引の方法により行いますが、希望されるお客様は、外務員が受注する対面取引の方法で行っていただくこともできます。当社は㈱東京商品取引所および大阪堂島商品取引所の受託取引参加者または受託会員であり、お客様から委託を受けて受注した注文を㈱東京商品取引所および大阪堂島商品取引所において、当社の名をもって執行しますが、その取引はお客様の計算においてなされます。

10. お問い合わせに関する事項

取引に関してご不明な点があった場合には、当社コールセンターまでご確認ください。また、取引の内容に異議がある場合は、下記の「お客様相談窓口」までご連絡ください。

当社の「お客様相談窓口」では、営業部門から独立した管理部門の担当者が、お客様からの苦情や相談を受け付け、その相談に応じており、問題の解決とサービスの向上に努めています。

「お客様相談窓口」にご連絡をいただいた場合、担当者は顧客相談部またはコールセンターのサービス班員に指示を行い、迅速にその処理を図ります。速やかに調査を行い、必要であればお客様と面談等を行い、その解決を図ります。

<p>岡藤商事株式会社 コールセンター</p> <p>電 話 03-3552-0241</p> <p>受付時間 平日 8:30～18:00</p>

<p>岡藤商事株式会社 お客様相談窓口</p> <p>電 話 03-3552-1203</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00</p>

日本商品先物取引協会は、商品先物取引業務に関するお客様からの相談、苦情の受付窓口として、また、紛争を解決するための仲介手続きの窓口として設置・運営されている機関です。

日本商品先物取引協会 相談センター https://www.nisshokyo.or.jp/ 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-10-7 東京商品取引所ビル 6階 電 話 03-3664-6243 受付時間 平日 9:00~17:00

1.1. その他注意事項

(1) 書類の確認

当社とのお取引開始後、法令や受託契約準則の規定に基づいて、様々な書類を電磁的方法にてお客様に交付させていただきます。すべてお客様のお取引に関係したものですので、内容をよく確認していただき、回答等の手続きが必要なものにつきましては、ご回答ください。また、関係書類は取引終了まで大切に保管してください。

【お客様に電磁的方法にて交付される主な書類】

① 「売買報告書および売買計算書」

受託契約準則第19条の規定に基づき、お客様の注文が成立したときには、その都度「売買報告書および計算書」を交付させていただきます。その際には、商品、受注日時、限月、売付け・買付けの別、新規・仕切りの別、取引の成立した日時、枚数、約定値段、預り証拠金の残高等に、相違がないか必ず確認してください。万一、売買指示と「売買報告書および売買計算書」に記載された内容に相違があった場合には、そのままにせず、当社にお申し出ください。お申し出が無い場合は、内容について相違がなかったものといたしますので、ご注意ください。

② 「残高照合通知書」

受託契約準則第22条の規定に基づき、毎月、定期的にお客様に交付させていただきます。「残高照合通知書」には、作成日現在の建玉の状況、預り証拠金の内訳等が記載されていますので、その内容をよく確認してください。その内容に相違があった場合には、当社にお申し出ください。お申し出が無い場合は、内容について相違がなかったものといたしますので、ご注意ください。

※ 当社はお客様から証拠金として金銭で預託をうけたときには、受託契約準則第13条の規定に基づき、インターネット取引「Expert」の画面において、預り証拠金額の預り残高を一括で表示します。

(2) 当社の自己の計算による商品先物取引と利益相反関係

当社は、自己の計算において、国内の商品先物取引市場において売買（以下「自己取引」といいます。）を行っております。当社が行う自己取引は、当社独自の判断で行っておりますが、お客様の取引と当社の取引の売買が、結果として利益相反関係になることがあります。

(3) 商品先物取引業者の禁止行為

取引は、委託者であるお客様の意思や判断に基づいて行われるものであり、その取引の結果については自己責任が求められることから、お客様の意思決定や判断を歪めるような行為として、以下に掲げる行為は、商品先物取引法で禁止されていますので、お客様もそれを十分に認識した上で、取引を行うようにしてください。

(1) 商品先物取引法（第214条）による禁止行為

- ① 顧客に対して、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると認識させるおそれのあることを告げて勧誘すること。
- ② 商品市場における取引等の受託を内容とする契約の締結またはその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げること。
- ③ 取引の注文を行う際に顧客が指示をしなければならない事項について、顧客から指示を受けずに取引の注文を受けること。
- ④ 顧客から受けた取引を商品市場で執行する前に、その取引と同じ内容の自己取引をより有利な価格で行うこと。
- ⑤ 取引の委託をしない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した者に対して勧誘すること。
- ⑥ 顧客に対して、迷惑を覚えされるような夜間・早朝、勤務時間中の時間帯や顧客の意思に反した長時間に亘る方法等で勧誘すること。
- ⑦ 勧誘に先立って、顧客に対して会社名と商品先物取引の勧誘を行おうとしている旨を告げたくて勧誘を受ける意思の有無を確認しないで勧誘すること。
- ⑧ 同一の商品取引所の同一商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有することを顧客に対して勧めること。
- ⑨ 商品取引契約の締結の勧誘を要請していない者に対し、訪問し、または電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること。（初期投資金額以上の損失が発生する可能性のない取引の勧誘を除く。）

(2) 商品先物取引法施行規則（第103条）による禁止行為

- ① 証拠金の返還の請求、顧客の指示の遵守など、顧客に対する債務の履行を拒否し、または不当に遅延させること。
- ② 故意に、顧客の取引と自己の取引を対当させて、顧客の利益を害することとなる取引をすること。（いわゆる「向かい玉」）
- ③ 顧客からの指示を受けずに、無断で顧客の取引として取引をすること。（顧客が

所定の日時までには証拠金を預託しなかったばあいや商品取引所による取引の制限等、「受託契約準則」に定める場合を除きます。)

- ④ 売付けまたは買付け、転売または買戻しの区別などの事項を偽って商品取引所に報告すること。
- ⑤ 顧客もしくは顧客が指定した者に対して、特別の利益を提供することを約束し、またはこれを提供すること。(第三者が特別の利益を提供することを約束し、またはこれを提供させることを含みます。)
- ⑥ 顧客に対して、取引の単位を告げずに取引を勧誘すること。
- ⑦ 転売または買戻しのより取引を決済する意思を表示した顧客に対し、引き続きその取引を行うよう勧めること。(いわゆる「仕切り拒否」)
- ⑧ 商品市場における取引の委託について、重要な事項について誤解を生じさせるべき表示をすること。
- ⑨ 同一の商品取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引、異なる限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有する取引および異なる限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引を、その取引を理解していない顧客から受託すること。
- ⑩ 商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで、顧客を集めて商品取引契約の締結を勧誘すること。
- ⑪ 商品市場における相場または指数等を変動させ、または取引高を増加させることにより実勢を反映しない作動的なものとなることを知りながら、商品市場の取引の委託を受けること。
- ⑫ 受渡状況その他顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る業務を継続すること。
- ⑬ 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
- ⑭ 商品市場における相場または指数等を変動させ、または取引高を増加させることにより実勢を反映しない作動的なものとなることを知りながら、商品市場の取引の委託を受ける行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況であるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

(3) 商品先物取引業者の損失補てん等に関する禁止行為

(商品先物取引法第214条の3)

- ① 商品先物取引業者が顧客に対し、あらかじめ損失補てん等の申し込みや約束をすること等
- ② 商品先物取引業者が顧客に対し、発生した損失の補てん等の申し込みや約束をすること等
- ③ 商品先物取引業者が顧客に対し、損失の補てん等のために財産上の利益を提供すること等

※ 損失補てん等の禁止の例外について

商品市場における取引等の受託に関して生じた事故による損失の全部または一部を損失補てんする場合、違反には該当しません。

但し、損失補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、商品先物取引業者があらかじめ主務大臣の確認を受けている場合、その他、主務省令で定める場合に限りです。

別紙1 手数料及び取引証拠金一覧（平成31年1月16日現在）

■インターネット取引の手数料

	通常取引における 1枚当たり往復手数料 (消費税込み)	日計り取引における 1枚当たりの手数料 (消費税込み)
標準取引	720円	360円
ミニ・限日取引	180円	90円

- ※ 標準取引とは東京商品取引所に上場されているミニ・限日取引以外の取引をいいます。
- ※ 日計りとは、新規の売り玉または買い玉を成立したその当日中に反対売買をして決済する取引をいいます。
- ※ 日計りとは、JCCHが定める1計算区域内（前営業日の夜間立会＋当日の日中立会）のお取引のことをいいます。

■受渡にかかる手数料

銘柄	取引単位1枚当たりの手数料 (内消費税相当額)
金	10,800円
白金	(800円)
銀	5,400円
パラジウム	(400円)

- ※ 別途、新規の手数料（インターネット取引または電話代行にかかる手数料）が徴収されます。
- ※ 銀の受渡単位1枚は取引単位3枚分に相当するため、受渡単位1枚あたりの受渡手数料は16,200円（税込）となります。
- ※ パラジウムの受渡単位1枚は取引単位6枚分に相当するため、受渡単位1枚あたりの受渡手数料は32,400円（税込）となります。
- ※ 受渡日に新規の手数料とともに徴収します。

■電話による代行注文の手数料

銘柄	電話による代行注文の場合		
	通常取引(※)		
	片道手数料等 (内消費税相当額)	新規・仕切ともに 代行注文の 場合の抜け幅	新規・仕切いずれか 一方のみ代行注文の 場合の抜け幅
金	3,240 円(240 円)	7 円	4 円
金(ミニ・限日)	3,240 円(240 円)	65 円	34 円
銀	3,240 円(240 円)	0.7 円	0.4 円
白金	3,240 円(240 円)	13 円	8 円
白金(ミニ・限日)	3,240 円(240 円)	65 円	34 円
パラジウム	3,240 円(240 円)	13 円	8 円
原油	3,240 円(240 円)	130 円	80 円
ガソリン(東京市場)	3,240 円(240 円)	130 円	80 円
ガソリン(中京市場)	3,240 円(240 円)	650 円	360 円
灯油(東京市場)	3,240 円(240 円)	130 円	80 円
灯油(中京市場)	3,240 円(240 円)	650 円	360 円
ゴム(RSS3)	3,240 円(240 円)	1.3 円	0.8 円
ゴム(TSR20)	3,240 円(240 円)	1.3 円	0.8 円
一般大豆	3,240 円(240 円)	260 円	150 円
トウモロコシ	3,240 円(240 円)	130 円	80 円
小豆	3,240 円(240 円)	90 円	50 円

※ 代行注文にて発注した場合、日計り手数料は適用されません。

※ 新規または仕切りのいずれか一方を代行注文で発注された場合の往復手数料は、インターネット取引の片道手数料と代行注文の片道手数料を加算した金額となります。

※ キャンペーン期間中は上記の限りではございません。

■取引証拠金額一覧 (インターネット取引「Expert」H31年1月16日適用分)

適用日:2019/1/16~31	取引証拠金額 ※1	増減 (前期比)	納会月割増額 ※2
金	72,000 円	▼ 6,000 円	-
金(ミニ)	8,000 円	-	-
金(限日)	8,000 円	-	-
銀	25,000 円	-	-
白金	48,000 円	▼ 6,000 円	-
白金(ミニ)	10,000 円	▼ 1,000 円	-
白金(限日)	14,000 円	-	-
パラジウム	90,000 円	-	5,000 円
ゴム(RSS3)	40,000 円	-	20,000 円
ゴム(TSR20)	40,000 円	-	20,000 円
ガソリン(東京市場)	200,000 円	△ 50,000 円	-
灯油(東京市場)	200,000 円	△ 35,000 円	-
原油	200,000 円	△ 20,000 円	-
ガソリン(中京市場)	50,000 円	-	-
灯油(中京市場)	50,000 円	-	-
一般大豆	70,000 円	-	-
トウモロコシ	30,000 円	-	15,000 円
小豆	50,000 円	-	5,000 円

※1 「取引証拠金額」は、(株)日本商品清算機構が定めるプライススキャンレンジに、1.0 を乗じた額(百円以下は繰り上げ)となります。

但し、プライススキャンレンジより商品内スプレッド割増額が大きい場合は、商品内スプレッド割増額を採用します。

「取引証拠金額」は、各銘柄毎に売・買の建玉枚数の多い方の枚数を乗じた額が必要となります。

※2 「納会月割増額」は、1 番限に属する建玉に対し、各銘柄毎に売・買の建玉枚数の多い方の額を乗じた額が必要です。

但し、ゴム RSS3 は 1 番限に属する建玉に対し、納会月の 1 日から適用されます。

別紙2 国内商品取引所一覧

平成31年1月16日現在

商品取引所名	所在地	電話番号
		ホームページアドレス
上場商品		
(株)東京商品取引所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7	03-3661-9191 https://www.tocom.or.jp
	貴金属（金（標準・ミニ・限日）、銀、白金（標準・ミニ・限日）、パラジウム） ゴム（RSS3・TSR20） アルミニウム 石油（ガソリン、灯油、軽油、原油） 中京石油（中京ガソリン、中京灯油） 農産物・砂糖（小豆、一般大豆、とうもろこし、粗糖）	
大阪堂島商品取引所	〒550-0011 大阪市西区阿波座1-10-14	06-6531-7931 http://www.ode.or.jp
	農産物（小豆、米国産大豆、NON-GMO大豆、とうもろこし、米穀） 砂糖（精糖、粗糖）、農産物・飼料指数（コーン75指数、コーヒー指数）、 水産物（冷凍えび）	

- ※ 当社では、大阪堂島商品取引所の上場商品については、取引を休止しています。
- ※ (株)東京商品取引所の金（ミニ取引・限日取引）、白金（ミニ取引・限日取引）、原油の取引方法は、現金決済先物取引です。
- ※ (株)東京商品取引所のアルミニウムについては平成22年10月27日より、粗糖については平成27年2月2日より立会を休止しています。
- ※ 大阪堂島商品取引所のNON-GMO大豆は平成19年1月4日より、精糖は平成19年7月2日より、コーヒー指数は平成24年5月11日より取引を休止しています。

別紙3 主要上場商品の取引単位と値動きによる差損益一覧

平成31年1月16日現在

上場商品	呼値	呼値の 単位	取引単位	倍率	〇〇円値動きしたときの 売買差損益金
金	1g	1円	1kg	1,000倍	10円⇒10×1,000=10,000円
金(ミニ・限日)	1g	1円	100g	100倍	10円⇒10×100=1,000円
銀	1g	10銭	10kg	10,000倍	1円⇒1×10,000=10,000円
白金	1g	1円	500g	500倍	10円⇒10×500=5,000円
白金(ミニ・限日)	1g	1円	100g	100倍	10円⇒10×100=1,000円
パラジウム	1g	1円	500g	500倍	10円⇒10×500=5,000円
原油	1Kℓ	10円	50Kℓ	50倍	100円⇒100×50=5,000円
ガソリン (東京市場)	1Kℓ	10円	50Kℓ	50倍	100円⇒100×50=5,000円
ガソリン (中京市場)	1Kℓ	10円	10Kℓ	10倍	100円⇒100×10=1,000円
灯油 (東京市場)	1Kℓ	10円	50Kℓ	50倍	100円⇒100×50=5,000円
灯油 (中京市場)	1Kℓ	10円	10Kℓ	10倍	100円⇒100×10=1,000円
ゴム (RSS3)	1kg	10銭	5t	5,000倍	1円⇒1×5,000=5,000円
ゴム (TSR20)	1kg	10銭	5t	5,000倍	1円⇒1×5,000=5,000円
一般大豆	1t	10円	25t	25倍	1,000円⇒1,000×25=25,000円
トウモロコシ	1t	10円	50t	50倍	100円⇒100×50=5,000円
小豆	1袋 (30Kg)	10円	80袋 (2,400Kg)	80倍	100円⇒100×80=8,000円

※ 立会を休止している上場商品および当社が取引を休止している上場商品は省略しています。

※ 売買差損益金には、委託手数料は含まれません。

別紙4 主要上場商品の立会時間と限月一覧表

平成31年1月16日現在

商品取引所	上場商品	立会時間	限月
(株)東京商品取引所	ゴム (RSS3) ゴム (TSR20)	日中立会 8:45~15:15 夜間立会 16:30~19:00	連続6限月
	金	日中立会 8:45~15:15 夜間立会 16:30~翌日5:30	12ヶ月以内の偶数月
	金 (ミニ)		12ヶ月以内の偶数月
	金 (限日)		—
	銀		12ヶ月以内の偶数月
	白金		12ヶ月以内の偶数月
	白金 (ミニ)		12ヶ月以内の偶数月
	白金 (限日)		—
	パラジウム		12ヶ月以内の偶数月
	ガソリン		連続6限月
	灯油		連続6限月
	原油		連続6限月
	中京ガソリン		連続6限月
	中京灯油		連続6限月
	小豆		連続6限月
	一般大豆		12ヶ月以内の偶数月
	とうもろこし		12ヶ月以内の偶数月

※ 立会を休止している上場商品および当社が取引を休止している上場商品は省略しています。

※ 計算区域は、夜間立会から始まり、日中立会で終了となります。

岡藤商事株式会社

代表取締役社長 杉本 卓士

店名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X
本店	104-0033	東京都中央区新川 2-12-16	03-3553-0711	03-5566-7797
コールセンター	104-0033	東京都中央区新川 2-12-16	03-3552-0241	03-5541-6936

コールセンター
お客様相談窓口
03-3552-0440
(平日 8 : 30 ~ 18 : 00)